



# 農地を取得するに当たっての注意点



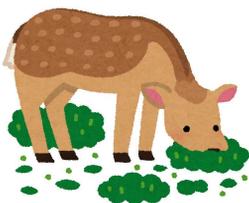
## 農地法の適用に注意

農地を農地以外の目的(宅地や駐車場、資材置場等)で使用することを農地転用といい、農地転用をする場合は農地法の許可が必要になります。

この許可を受けないで無断で農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があることに加えて、罰則の適用もありますので注意しましょう。

## 日常の管理を忘れずに！！

- 周辺の住民または農地に迷惑をかけることがないように、適宜草刈り等を行い農地を管理しましょう。
- 農地だけではなく、道や水路についても、定期的に清掃をしましょう。また、水路掃除や草刈り等の地域の行事には積極的に参加しましょう。



- 山間部等ではイノシシやシカによる食害等が発生する可能性があるため、電気柵を設置する等の対策を講じましょう。
- 耕作や農地の管理について問題が生じた場合は、地元の部農会や農業委員、農地利用最適化推進委員等に相談しましょう。